

公益社団法人日本歯科衛生士会 認定歯科衛生士制度施行細則

第1条 この認定歯科衛生士制度施行細則(以下「認定施行細則」という。)は、公益社団法人日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度規則第30条に基づき、認定歯科衛生士制度の施行に伴う事項を定める。

第2条 認定歯科衛生士制度の運営に必要な事項は、認定歯科衛生士委員会(以下「認定委員会」という。)が所管する。

第3条 認定委員会は、業務を統括するため、委員長および副委員長を置く。委員長、副委員長の選任は、委員の互選による。

第4条 認定委員会は、認定歯科衛生士制度の運営に必要な業務を行うため、小委員会を置く。小委員会は、次のとおり分掌し、業務を行う。小委員会委員は、会員の中から委員長が選任し、理事会の議を経て委嘱する。

一 認定研修委員会

- ① 認定研修の企画・運営・実施に関すること
- ② 指定、委託または協力による認定研修の選定に関すること
- ③ 認定研修受講者基準に関すること
- ④ その他認定研修に必要なこと

二 認定登録委員会

- ① 認定申請書および関係書類の受理に関すること
- ② 認定歯科衛生士の登録および報告に関すること
- ③ 認定証の交付に関すること
- ④ その他認定申請・登録・認定証の交付に必要なこと

三 認定更新委員会

- ① 認定更新に関すること
- ② 認定歯科衛生士の資格喪失に関すること

2 前項のほか、必要に応じ小委員会を置くことができる。

第5条 認定分野およびコースは、別表1のとおりとする。

第6条 認定研修受講者基準は、別表2および別表3のとおりとする。

第7条 認定申請書は様式1、履歴書は様式2、認定研修受講レポートは様式3に定める。

第8条 認定更新を申請する者は、別表4に定める受講単位を満たし、認定更新生涯研修記録を提出しなければならない。認定更新申請書は様式4、認定更新生涯研修記録は様式5に定める。

第9条 認定研修の受講料は、研修プログラムによりコース別に設定する。納付された受講料は理由のいかんにかかわらず返還しないものとする。ただし、不慮の事故等、特別の事情による時は、その都度、認定委員会において検討する。

第10条 認定歯科衛生士の認定・登録・更新等に伴う手数料は、次のとおりとする。納付された登録料、手数料は、理由のいかんにかかわらず返還しないものとする。

- ① 認定申請料(無料)
- ② 認定審査料(無料)
- ③ 認定登録料(10,000円)
- ④ 更新手数料(5,000円)

第11条 この細則の変更は、認定委員会において審議し、理事会の議を経て決定する。

附 則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日(平成24年4月1日)から施行する。

附 則

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年年4月1日から施行する。